

全史料協会報編集を担当して

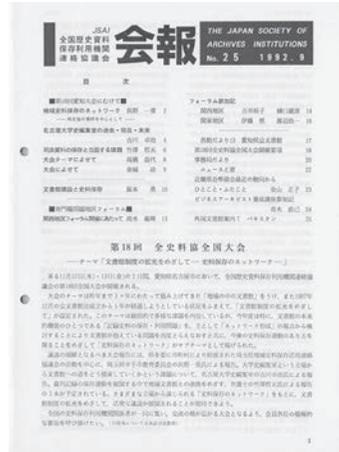
高 野 修

日付は失念しましたが、茨城県歴史館の高橋実氏から全史料協会報編集は次回から藤沢さんで頼みますよと声を掛けられたことが記憶にあります。私は持ち前の楽観的に処理する性格から、この時も、むしろそれが当然であるかのように、自分で納得して館に帰り職員に告げたのでした。どうにか職員に助けられながら運営委員の方々と楽しく3年間を過ごすことが出来ました。

今回当時の会報をめくっておりますと、次から次へと、そうです、34年も経過しているのに、現役時代に戻れるということは、会報に記載されている内容の密度が濃いということではないかと、編集責任者であった私は密かに自負しているしだいです。

会報に記載されている主なる項目を列記してみますと、最初に目に飛び込んでくるのは「司法資料の保存」問題であります。

これは竹澤哲夫弁護士が述べられているように「最も大きな問題点というのは、従前の規程でもその第9条2項では「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない」と明記していたにもかかわらず、全国の地裁、家裁ではこの特別保存義務が履行されず、規程の別表に掲げる保存期限（民事通常訴訟事件の場合でいえば確定後10年）を過ぎた確定記録は一律に廃棄されるにまかされてきた。その実情が続いていても関心の対象にもならなかったのが実態であった。」（会報25号）という、冤罪が起こっても被告は泣き寝入りになってしまうということです。そのため横浜地裁や東京地裁などの訴訟記録の保存管理の実態などを、全史料協としても調査する必要に迫られ実施したことなどが記憶にあります。その結果、1993年10月に全史料協の関根敬一郎会長名で「司法記録の保存及び利用に関する要望書」（会報30号に掲載）を最高裁判所長官と内閣総理大臣に提出したことも思い出されます。史料保存運動の社会問題への関



藤沢市に担当が変わった第25号（1992年）

心として行動する全史料協へと脱皮した時期であったと思います。

そして社会での活動は「阪神・淡路大震災」に遺憾なく発揮されたのでした。担当した会報では「文書館専門職員養成制度の確立」についての記事も、忘れることのできない問題でした。この問題は30年も経過しているのに、未だに解決されていない問題の一つであります。

（元藤沢市文書館館長）

会報の編集担当機関

年 度	号	担当機関	備 考
1976～1983	1～8	埼玉県立文書館・茨城県歴史館	協議会事務局
1984～1986	9～11	茨城県歴史館・埼玉県立文書館	協議会事務局
1987～1991	12～24	茨城県歴史館	会報編集、運営委員会体制
1992～1994	25～33	藤沢市文書館	会報編集、運営委員会体制
1995～1996	34～40	神奈川県立文書館	編集・出版委員会事務局
1997～2000	41～56	東京都公文書館	編集・出版委員会事務局
2001～2002	57～64	群馬県立文書館	編集・出版委員会事務局
2003～2004	65～72	千葉県文書館	編集・出版委員会事務局
2005～2006	73～78	埼玉県立文書館	編集・出版委員会事務局
2007～2008	79～84	鳥取県立公文書館	編集・出版委員会事務局
2009～2010	85～89	徳島県立文書館	広報・広聴委員会事務局
2011～2014	90～97	寒川文書館	広報・広聴委員会事務局
2015～2016	98～101	福井県文書館	広報・広聴委員会事務局